

名古屋市フリースクール等利用料補助金制度 フリースクール等事業者の方にご準備いただく書類について

本補助金制度は児童生徒の多様な学びの場を保障することを目的として実施するものです。制度の円滑な運用のため、事業者の皆さまにはご協力をお願いします。

利用者の方がフリースクール等の利用料の補助を受けるには、令和8年4月分以降について、いくつかの書類が必要となります。

フリースクール等事業者の方に準備いただきたい書類は下記の2種類です。

1. 名古屋市フリースクール等利用料補助金に係る確認書（フリースクール等用）（第2号様式）

保護者の方が補助金申請をする際に、作成して保護者へお渡しください。

下記の書類を添付してください。

- 不登校の児童生徒の支援を主たる目的として活動していることが確認できる資料
※ホームページ以外の場合は、パンフレット等（写しも可）を提出してください。
- フリースクール等の利用料金体系等がわかる資料
※貴施設において適用している利用料の記載がある資料（申請者とフリースクール等との契約書類ではなく、利用者等に広く提示している資料）のことで。ホームページ以外の資料の場合は、パンフレット等（写しも可）を提出してください。

2. 名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）

本様式により、児童生徒が施設を利用した日ごとの通所状況を学校及び保護者に報告してください。保護者の方が令和8年4月に遡って補助金を申請する場合には、4月分から必要となります。

それぞれの様式の記入例は次ページ以降に掲載しています。

名古屋市フリースクール等利用料補助金 よくあるご質問より再掲

8 準備する書類について

Q 4月分利用料から補助対象となった場合、フリースクール等通所状況報告書も、4月分から作成する必要がありますか。

A 補助対象月ごとに作成が必要です。4月分利用料から補助対象となる場合には、4月以降の毎月の名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）が必要となります。

Q オンラインで通所した場合、どのように通所状況報告書を記載すればよいですか。

A オンラインでの通所の場合、通所状況報告書へ記入する必要はありません。学校等へ報告するために記載を行う場合、活動内容欄に通所がなかった旨が分かるように記載してください。（記載例：オンライン参加のため通所なし）

Q 名古屋市フリースクール等利用料補助金通所状況報告書（第11号様式）について、フリースクール等が独自で作成している様式を使うことはできますか。

A 補助金の申請児童生徒については、名古屋市が指定する様式をお使いください。

就学援助の認定状況については、プライバシーに関わる事項にあたるため、保護者や児童生徒等へ確認することはお控えください。